

独国青乗第 75 号
令和 3 年 8 月 26 日

令和 3 年 8 月 27 日から 9 月 12 日までの利用団体 代表者各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立乗鞍青少年交流の家
所長 徳永 章人
〔公印省略〕

「緊急事態措置区域」適用に伴う施設の受入れ停止について

平素より、当施設の運営に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大について、いまだに猛威を振るっておりますが、皆様におかれましては、大きな影響を受けていないことを願っております。

さて、この度、岐阜県は政府より令和 3 年 8 月 27 日（金）から令和 3 年 9 月 12 日（日）までの間、全市町村を対象とした「緊急事態措置区域」に適用されることが決定いたしました。

そのため、御予約をいただいている利用団体には大変申し訳ございませんが、上記期間の全ての受入れを停止させていただくことを決定いたしました。

利用者の皆様には、多大な御迷惑をおかけしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、受入れ停止に伴うキャンセル手続きは、交流の家側で行いますので、文書などを提出いただく必要はありません。ただし、利用期間延長等の御希望がある場合は、下記までお問い合わせください。

また、今後の受入れ状況については、ホームページ等で提供いたします。

【お問い合わせ】

国立乗鞍青少年交流の家
事業推進係

0577-31-1013